品川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会資料

令和７年２月１８日

品川区健康推進部国保医療年金課

目　　次

【審議事項】

	頁
１．品川区国民健康保険条例の一部改正	1～2
審議事項にかかる補足説明	3～5
《参考資料》	
（１）国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要	6
（２）賦課割合の算出について	7
（３）令和７年度保険料率の算定について	8～9
（４）賦課限度額について	10
（５）高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについて	11
（６）令和７年度　収入別・世帯構成別保険料試算 ［モデルケースによる試算］	12
（７）政令指定都市における国民健康保険料の状況 （令和５・６年度）	13
（８）国民健康保険料の保険料率等の推移	14～15
（９）品川区国民健康保険　主な数値	16

【報告事項】

１．品川区国保財政健全化計画について	17
２．令和７年度新規事業「７３（ナナサン）歯科健診」 （令和７年度予算プレス発表資料より）	18

品川区国民健康保険条例の一部改正

第1　保険料率等の変更

(1)　基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分 ＼ 年度			令和6年度		令和7年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	8.69/100		7.71/100	
		均等割	49,100		47,300	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	60	40
	保険料賦課限度額		650,000		660,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	34,370		33,110	
		5割減額(2号)	24,550		23,650	
		2割減額(3号)	9,820		9,460	

(2)　後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分 ＼ 年度			令和6年度		令和7年度(案)	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.80/100		2.69/100	
		均等割	16,500		16,800	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	60	40
	保険料賦課限度額		240,000		260,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	11,550		11,760	
		5割減額(2号)	8,250		8,400	
		2割減額(3号)	3,300		3,360	

(3)　介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分 ＼ 年度			令和6年度		令和7年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	2.36/100		2.25/100	
		均等割	16,500		16,600	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	59	41
	保険料賦課限度額		170,000		170,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	11,550		11,620	
		5割減額(2号)	8,250		8,300	
		2割減額(3号)	3,300		3,320	

第2 その他の変更

(1) 条例 第19条の2(低所得者の保険料の減額)

令和7年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置について減額の対象となる所得基準について見直しが行われたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

【現行】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋29.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋54.5万円×(被保険者数)

↓

【改正後】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋30.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋56万円×(被保険者数)

※給与収入は、55万円を超える方が対象。
年金収入は、65歳未満は60万円、65歳以上は110万円をそれぞれ超える方が対象。

(2) 条例 第19条の4(未就学児の被保険者均等割額の減額)

条例第15条の4(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)および条例第15条の12(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)に規定する均等割額の変更に伴い、納付義務者の属する世帯に未就学児がいる場合における当該未就学児に係る均等割額を、区分に応じてそれぞれ定める額を減額して得た額とします。

			令和6年度(現行)	令和7年度(改正後)
基礎賦課額	均等割	7割減額	7,365	7,095
		5割減額	12,275	11,825
		2割減額	19,640	18,920
		減額なし	24,550	23,650
後期支援金等賦課額	均等割	7割減額	2,475	2,520
		5割減額	4,125	4,200
		2割減額	6,600	6,720
		減額なし	8,250	8,400

第3 施行期日

令和7年4月1日

審議事項にかかる補足説明

①保険料率（所得割率、均等割額）の変更について

特別区長会において令和7年度の特別区賦課総額見込から統一保険料率を算出・決定しました。特別区統一保険料率に合わせることにより、品川区の各保険料率（所得割率・均等割額）が変更になります。

基礎分（医療分）

	令和6年度
所得割率	8.69%
均等割額	49,100円

⇒

令和7年度	対前年増減
7.71%	-0.98%
47,300円	-1,800円

後期高齢者支援金分

	令和6年度
所得割率	2.80%
均等割額	16,500円

⇒

令和7年度	対前年増減
2.69%	-0.11%
16,800円	300円

介護納付金分

	令和6年度
所得割率	2.36%
均等割額	16,500円

⇒

令和7年度	対前年増減
2.25%	-0.11%
16,600円	100円

特別区では、同一世帯構成・同一所得であれば同一の保険料額となる仕組みである、統一保険料方式を実施してきました。

統一保険料を原則としつつ、この水準を参考に各区独自に定めることも可能ですが、品川区の保険料率も特別区統一保険料率と同じとなっています。

⇒各保険料率の算定については、P．8～9を参照。

《参考：保険料の「所得割」と「均等割」について》

・保険料は所得に応じてかかる「所得割額」と、加入者数に応じてかかる「均等割額」の合算額で、世帯を単位に計算されます。

・介護分保険料は40歳～64歳（第2号被保険者）の加入者について賦課されます。

●すべての加入者

基礎分保険料 ＝ （前年の所得 × 7.71%（所得割率））＋（世帯内の国保加入者数 × 47,300円（均等割額））

後期支援分保険料 ＝ （前年の所得 × 2.69%（所得割率））＋（世帯内の国保加入者数 × 16,800円（均等割額））

●40歳～64歳（第2号被保険者）の加入者

介護納付金分保険料 ＝ （前年の所得 × 2.25%（所得割率））＋（世帯内の第2号被保険者加入者数 × 16,600円（均等割額））

②賦課限度額の変更について

令和7年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

基礎分（医療分）

	令和6年度	→	令和7年度
賦課限度額	650,000円	→	660,000円

後期高齢者支援金分

	令和6年度	→	令和7年度
賦課限度額	240,000円	→	260,000円

介護納付金分の賦課限度額については、令和6年度と同額です。

③軽減後均等割額の変更について

基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額が変更されたことに伴って、7割・5割・2割減額後の均等割額が変更となります。

基礎分（医療分）

	令和6年度	→	令和7年度
均等割額	49,100円	→	47,300円
7割減額後の均等割額	14,730円	→	14,190円
5割減額後の均等割額	24,550円	→	23,650円
2割減額後の均等割額	39,280円	→	37,840円

後期高齢者支援金分

	令和6年度	→	令和7年度
均等割額	16,500円	→	16,800円
7割減額後の均等割額	4,950円	→	5,040円
5割減額後の均等割額	8,250円	→	8,400円
2割減額後の均等割額	13,200円	→	13,440円

介護納付金分

	令和6年度	→	令和7年度
均等割額	16,500円	→	16,600円
7割減額後の均等割額	4,950円	→	4,980円
5割減額後の均等割額	8,250円	→	8,300円
2割減額後の均等割額	13,200円	→	13,280円

④未就学児の均等割軽減について

世帯に未就学児（6歳に達する日以後最初の3/31以前である被保険者）がある場合において、当該未就学児に対する均等割額（基礎分・後期支援分）を減額します。

減額する額は、均等割額（低所得者に対する法定減額がある場合はその減額後の均等割額）に10分の5を乗じて得た額とします。

基礎分（医療分）＋後期高齢者支援金分

	令和6年度		令和7年度	
	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後
均等割額	65,600円	32,800円	64,100円	32,050円
7割減額後の均等割額	19,680円	9,840円	19,230円	9,615円
5割減額後の均等割額	32,800円	16,400円	32,050円	16,025円
2割減額後の均等割額	52,480円	26,240円	51,280円	25,640円

参考資料（1） 国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要

①制度改正後の都・区の役割分担について

都の役割

①財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
②国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。
③医療給付費に必要な費用は全額、都が区へ交付。
④都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示。

区の役割

①都へ納付金（標準保険料率に基づく保険料徴収相当額）を納付する。
②都が提示した保険料率を参考に区の保険料率を決定する。※
（※ただし、特別区は現在統一保険料方式をとっている。）
③保険の加入・脱退・徴収など区民に身近な存在としてきめ細かい事業を担当。

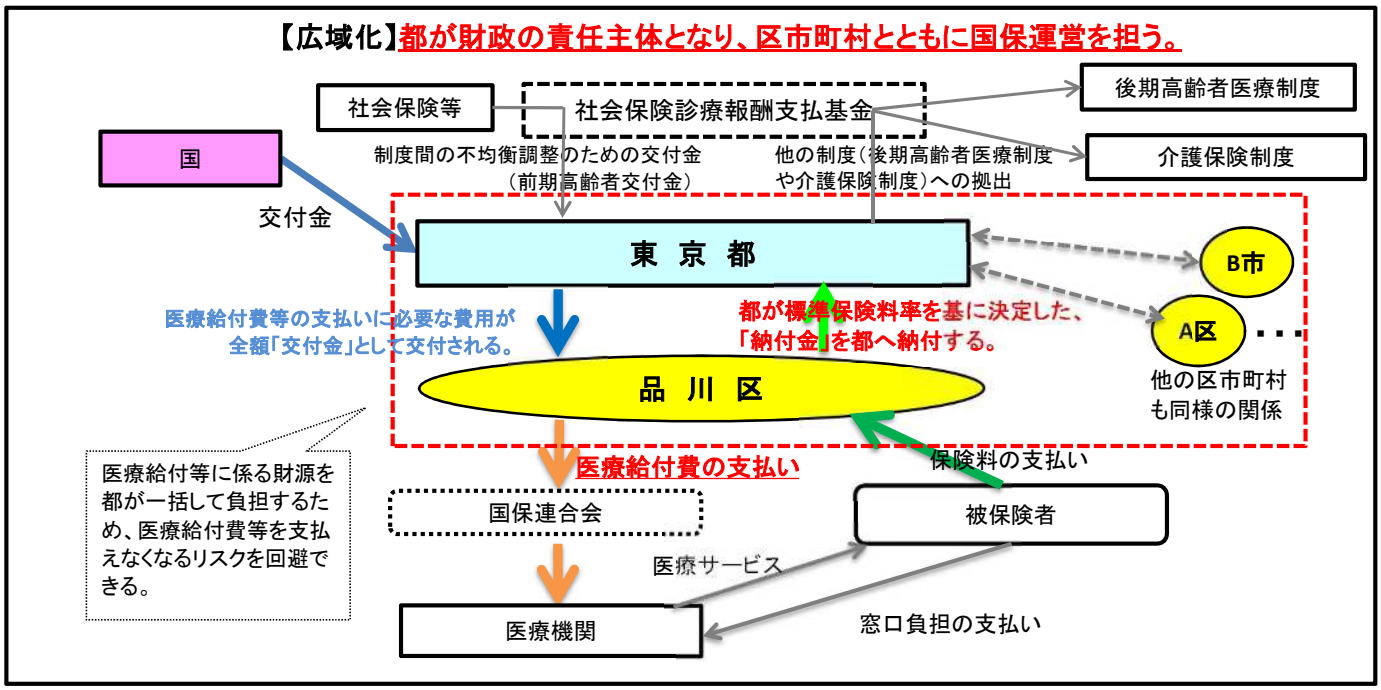

②特別区における調整について

1．将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減）に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応します。【統一保険料方式】

2．平成30年度から特別区独自の保険料負担軽減策として、本来の納付金総額に激変緩和措置割合（以下、「割合」という。）94％を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図りました。そして激変緩和措置期間を6年とし、年間で1％ずつ引き上げて解消することとしました。

しかし、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療費の増加を保険料に転化することを防ぐため、特別区独自で様々な負担抑制策を実施し保険料が急増することを抑止してきました。この間の経過を受け、令和5年度中に特別区長会で検討を行い、当初計画の2年延長および令和8年度で納付金の100％を賦課総額とすることとし、令和6年度の割合は98.0％に設定しました。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増等に対応するため、特に影響が大きい基礎分に対して追加の負担抑制を図ることとし、基礎分を93.5％としました。

令和7年度は、令和4年～6年度に実施していた基礎分への追加の負担抑制は行わず、基礎分・後期支援金分・介護分とも割合を99％とすることとしました。

参考資料（2） 賦課割合の算出について

保険料賦課総額における所得割と均等割の比率である「賦課割合」は、以下のとおりです。

基礎分・後期高齢者支援分

	令和6年度			令和7年度		
品川区 賦課割合	所得割	：	均等割	所得割	：	均等割
	60	：	40	60	：	40
特別区 基準賦課割合	58	：	42	58	：	42

特別区では、賦課割合（所得割：均等割）について納付金算定の考え方に沿って、所得係数（所得水準の高い自治体ほど所得割比率が高くなる）により算定した割合とし、基礎分・支援分および介護分の賦課割合を58:42とすることが区長会の調整により定められています。

特別区共通の基準賦課割合から統一保険料率を算出しますが、品川区は決定した統一保険料率から賦課割合を算出することとなります。これにより、品川区の基礎分と後期高齢者支援分の賦課割合は60:40（介護分の賦課割合は59：41）となりました。

《品川区の賦課割合決定までの流れ》

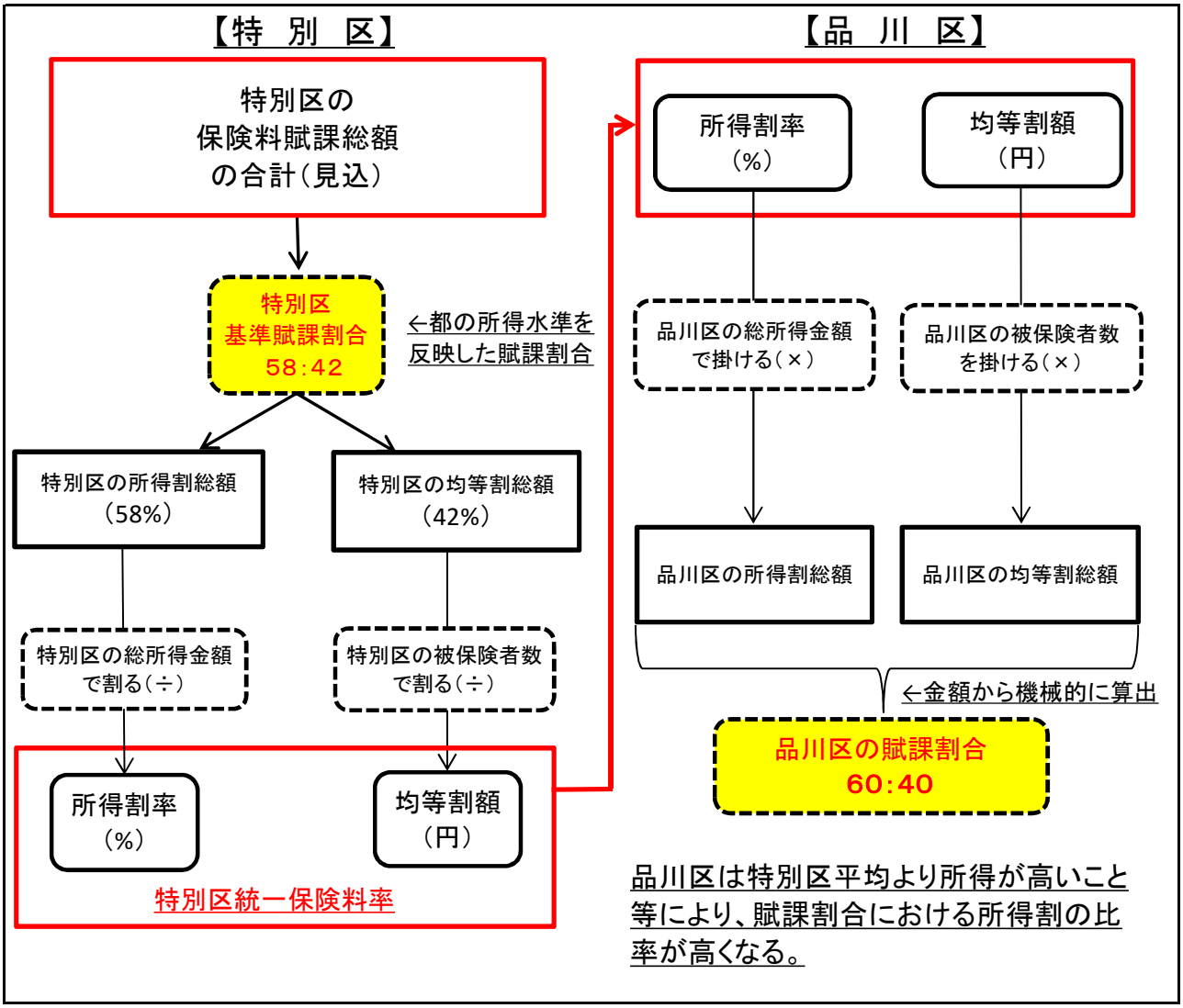

参考資料（3） 令和7年度保険料率の算定について

令和7年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承することとなったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。また、区独自で設定していた介護納付金分の所得割率についても、令和6年度以降は統一保険料率を採用することとなりました。

【特別区統一保険料方式における算定方法】［金額は基礎分］

①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、
特別区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。

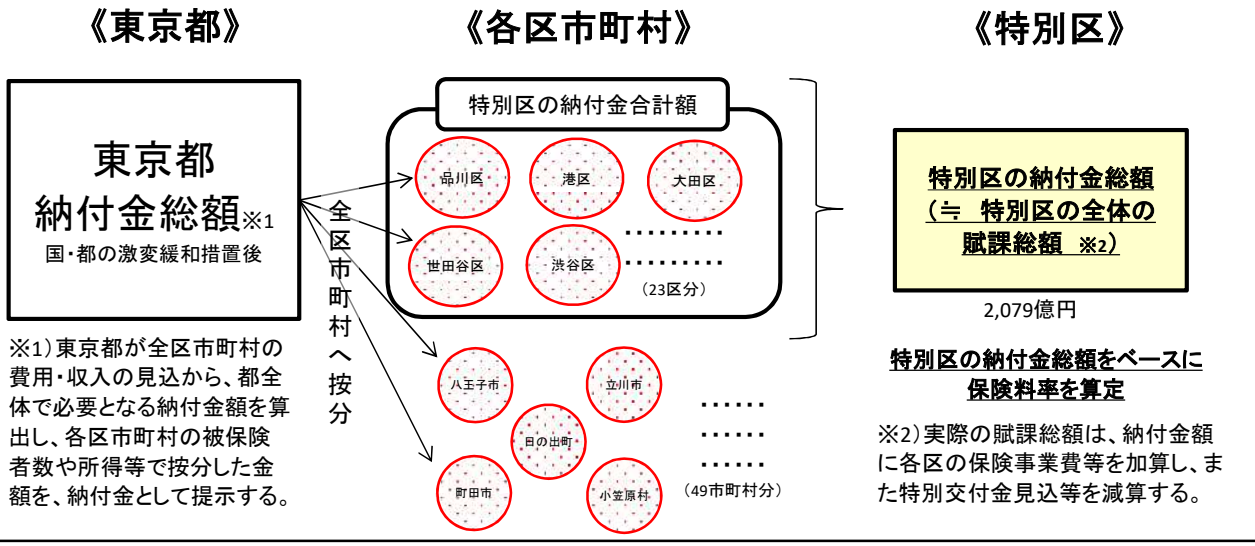

※1）東京都が全区市町村の費用・収入の見込から、都全体で必要となる納付金額を算出し、各区市町村の被保険者数や所得等で按分した金額を、納付金として提示する。

※2）実際の賦課総額は、納付金額に各区の保険事業費等を加算し、また特別交付金見込等を減算する。

②特別区における激変緩和措置策(※3)として、
本来の納付金総額から1.0%を減じる措置を行います。

《特別区》

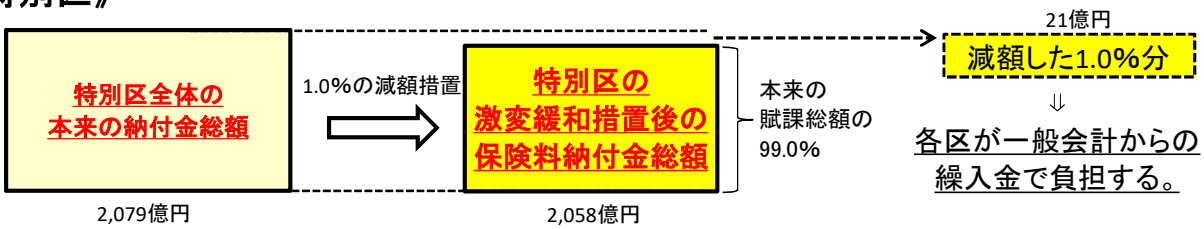

※3）納付金総額に一定の割合を乗じることで減算し、東京都が設定した激変緩和措置期間である6年間（平成30年度～令和5年度）で、段階的に納付金総額に近づけていく措置。令和5年度に、新型コロナウイルス感染症等の影響による当初計画の2年延長と、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とすることを決定。令和7年度に関しては、前年の98%から1.0%引き上げ、99%に設定する。

③保健事業 や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、保健事業費を加算したり、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したりするなど、調整をします。

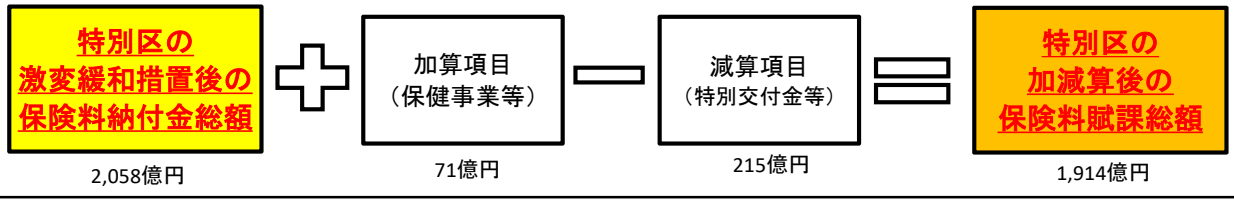

④激変緩和後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。

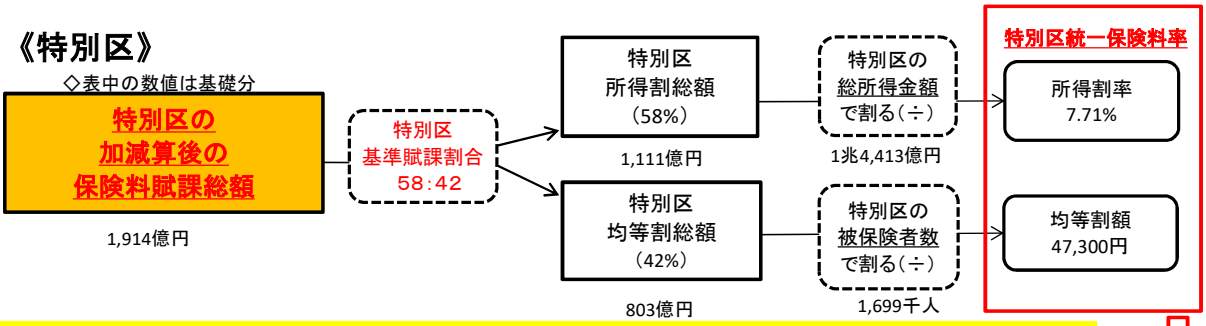

⇒ 各区は、この保険料率と同じ保険料率を設定する。
⇒ 各区は提示された納付金を基準に、保険料として集めるべき金額である賦課総額を決定する。

《令和7年度　保険料率の算定上の基礎数値について》

◆基礎分（医療分）

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
2,079億円	−144億円	1,935億円	1,111億円	14,413億円	7.71%
納付金総額 99.0%調整後		賦課総額 99.0%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
2,058億円		1,914億円	803億円	1,699千人	47,300円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆後期高齢者支援分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
733億円	−46億円	687億円	395億円	14,678億円	2.69%
納付金総額 99.0%調整後		賦課総額 99.0%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
726億円		680億円	285億円	1,699千人	16,800円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆介護納付金分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
263億円	−15億円	248億円	143億円	6,341億円	2.25%
納付金総額 99.0%調整後		賦課総額 99.0%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
261億円		246億円	103億円	621千人	16,600円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

参考資料（4） 賦課限度額について

◇ 賦課限度額の概要

○社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしています。
○高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまいます。
○国保保険料の賦課限度額については、これまで被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように設定されています。

◇ 令和7年度の改正について

○令和7年度においては、限度額（合計額）の超過世帯割合が引き上げ前において1.59%となる見込みです。このため、令和6年度と同じ割合の世帯が令和7年度においても賦課限度額到達世帯に該当するよう、基礎分の限度額を「1万円」、後期高齢者支援金等賦課分の限度額を「2万円」引き上げることとなりました。

● 賦課限度額の引き上げ

	基礎分	支援分	介護分	合計
引上げ前	65万円	24万円	17万円	106万円
引上げ後（上げ幅）	66万円（+1万円）	26万円（+2万円）	17万円（増減なし）	109万円（+3万円）

●限度額該当世帯の割合（※1）

	基礎分	支援分	介護分	合計
R6年度	1.70%	2.01%	0.98%	1.56%
R7年度	1.69%	1.82%	0.98%	1.50%
R7年度（引上げ無）	1.73%	2.09%	0.98%	1.59%

● 賦課限度額引き上げに伴う保険料への影響について（※1）

基礎＋支援	R6年度	R7年度（据え置き）	R7年度（改定）
年収400万円（※2）	332,000円	321,000円	319,000円
限度額該当世帯	1,060,000円	1,060,000円	1,090,000円

⇨

影響（効果）（据え置き）	影響（効果）（改定）
−11,000円（−3.3%）	−13,000円（−3.9%）
±0円	＋30,000円（＋2.8%）

※1)厚労省資料「令和7年度の国保保険料(税)に係る国の試算による賦課(課税)限度額の在り方(案)」より
※2)給与収入または年金収入を有する単身世帯で試算

◇ 賦課限度額の引き上げと保険料負担について

賦課限度額の引き上げは、高所得者層の負担が増となる一方で、中・低所得者の保険料負担の伸び率を抑えることができます。

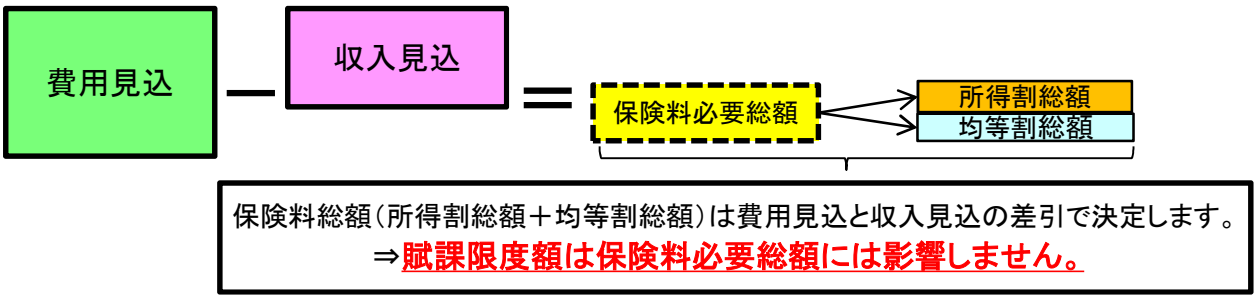

参考資料（5） 高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについて

高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきました。そこで、**セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持**しつつ、**健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る**観点から、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行い、各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上ることとなりました。

具体的には、下表1のとおり、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、①各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げる（低所得者に配慮）とともに、②住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を実施します。

あわせて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、下表2のとおり、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図ります。

【表1】 **【自己負担上限額の見直し】**

①各所得区分ごとの自己負担限度額の引上げ（2025年８月～）

考え方		■ 前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5~約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定。
具体的な引き上げ幅（自己負担上限額）	年収約1,160万円～	＋15%
	年収約770～1,160万円	＋12.5%
	年収約370～770万円	＋10%
	～年収約370万円	＋5%
	住民税非課税	＋2.7%
	住民税非課税（所得が一定以下）	＋2.7%

②各所得区分の細分化（2026年8月～、2027年8月～）

○各所得区分（住民税非課税を除く）を３区分に細分化し、それぞれの所得に応じて、自己負担上限額を引上げ
（激変緩和措置として２段階で引上げ）

【表2】 **【外来特例の見直し**（2026年８月～）**】** ※[ ]内は年間上限額

所得区分	現行	見直し後
一般（２割負担）	18,000円［年14.4万円］	28,000円［年22.4万円］
一般（１割負担）		20,000円［年16.0万円］
住民税非課税	8,000円	13,000円
住民税非課税（所得が一定以下）	8,000円	8,000円（据え置き）

出典:令和7年1月23日厚生労働省 第192回社会保障審議会医療部会資料より

参考資料（6） 令和7年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

品川区

保険料率等 （旧ただし書方式）	6年度基準保険料		7年度基準保険料（最終案）賦課割合			
	60:40	60:40	60:40	60:40	小計	59:41
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分
所得割率	11.49%	2.36%	7.71%	2.69%	10.40%	2.25%
均等割額	65,600	16,500	47,300	16,800	64,100	16,600
1人当たり保険料額	156,520	39,499	112,646	40,027	152,673	39,565
賦課限度額	890,000	170,000	660,000	260,000	920,000	170,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、
均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者（65歳以上）1人世帯 〔世帯主（65歳）のみ〕

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−450	−450	−6,323	−17,523	−26,516	−35,672	−44,937	−54,202	−63,794	−74,149
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	2割軽減							

②年金受給者（65歳以上）2人世帯 〔世帯主（65歳）＋配偶者（65歳・収入なし）〕

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−900	−900	−6,623	−19,023	−28,016	−37,172	−46,437	−55,702	−65,294	−48,261
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.945
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	5割軽減							

③給与所得者（65歳未満）1人世帯 〔世帯主（40歳）のみ〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−450	−968	−11,201	−18,831	−26,897	−35,617	−44,337	−53,493	−63,303	−73,658
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
6年度保険料〔c〕（医療+支援+介護）		24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
7年度	保険料〔d〕（医療+支援+介護）	24,210	42,880	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	−420	−940	−12,080	−20,480	−29,360	−38,960	−48,560	−58,640	−69,440	−78,108
	対前年度比〔d〕/〔c〕	0.983	0.979	0.941	0.932	0.927	0.924	0.922	0.921	0.920	0.922
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減								

④給与所得者（65歳未満）2人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−900	−1,718	−12,101	−20,331	−28,397	−37,117	−45,837	−54,993	−64,803	−51,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.940
6年度保険料〔c〕（医療+支援+介護）		49,260	84,870	254,625	384,415	486,905	597,705	708,505	824,845	949,495	1,038,360
7年度	保険料〔d〕（医療+支援+介護）	48,420	83,230	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	−840	−1,640	−12,920	−21,880	−30,760	−40,360	−49,960	−60,040	−70,840	−51,680
	対前年度比〔d〕/〔c〕	0.983	0.981	0.949	0.943	0.937	0.932	0.929	0.927	0.925	0.950
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	2割軽減							

⑤給与所得者（65歳未満）3人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−1,125	−2,093	−60,776	−20,331	−29,147	−37,867	−46,587	−55,743	−65,553	−31,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.975	0.740	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922	0.920	0.964
6年度保険料〔c〕（医療+支援+介護）		59,100	101,270	280,865	377,815	519,705	630,505	741,305	857,645	982,295	1,045,210
7年度	保険料〔d〕（医療+支援+介護）	58,035	99,255	209,310	355,895	488,195	589,395	690,595	796,855	910,705	1,013,530
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	−1,065	−2,015	−71,555	−21,920	−31,510	−41,110	−50,710	−60,790	−71,590	−31,680
	対前年度比〔d〕/〔c〕	0.982	0.980	0.745	0.942	0.939	0.935	0.932	0.929	0.927	0.970
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減						

⑥給与所得者（65歳未満）4人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）＋子（1歳・収入なし）〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料〔a〕（医療＋支援）		59,040	100,698	200,661	340,131	464,517	556,437	648,357	744,873	848,283	883,460
7年度	保険料〔b〕（医療+支援）	57,690	98,230	188,710	319,200	434,620	517,820	601,020	688,380	781,980	875,580
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	−1,350	−2,468	−11,951	−20,931	−29,897	−38,617	−47,337	−56,493	−66,303	−7,880
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.977	0.975	0.940	0.938	0.936	0.931	0.927	0.924	0.922	0.991
6年度保険料〔c〕（医療+支援+介護）		68,940	117,670	238,165	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,053,460
7年度	保険料〔d〕（医療+支援+介護）	67,650	115,280	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,045,580
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	−1,290	−2,390	−12,830	−22,520	−32,260	−41,860	−51,460	−61,540	−72,340	−7,880
	対前年度比〔d〕/〔c〕	0.981	0.980	0.946	0.944	0.942	0.937	0.934	0.931	0.929	0.993
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減						

参考資料（7）政令指定都市における国民健康保険料の状況（令和5・6年度）

	令和６年度		令和５年度	
	所得割率	均等割（平等割を含む１人世帯の場合）	所得割率	均等割（平等割を含む１人世帯の場合）
特　別　区	11.49% （８/21番目）	65,500円 （11/21番目）	9.59% （16/21番目）	60,100円 （14/21番目）
札　幌　市	12.59%	69,480円	12.49%	65,010円
仙　台　市	11.97%	72,510円	11.21%	68,250円
さいたま市	9.61%	47,200円	9.61%	43,600円
千　葉　市	9.85%	63,960円	9.54%	64,080円
横　浜　市	11.48%	52,510円	10.30%	48,220円
川　崎　市	10.84%	57,989円	9.70%	52,018円
相模原市	9.10%	62,000円	8.35%	58,500円
新　潟　市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静　岡　市	8.65%	64,200円	8.38%	63,200円
浜　松　市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.89%	65,123円	11.19%	60,508円
京　都　市	10.47%	57,530円	10.47%	57,530円
大　阪　市	12.68%	92,101円	11.87%	82,272円
堺　　市	12.68%	92,101円	11.54%	81,404円
神　戸　市	11.60%	78,280円	10.91%	76,150円
岡　山　市	11.10%	66,480円	10.45%	64,320円
広　島　市	10.65%	76,420円	9.45%	70,408円
北九州市	11.71%	71,380円	11.21%	68,170円
福　岡　市	9.66%	59,012円	10.03%	59,193円
熊　本　市	10.96%	79,800円	10.61%	77,300円

参考資料（8）国民健康保険料の保険料率等の推移

【基礎分＆後期高齢者支援金分】

			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度（案）	
特別区賦課割合			58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
（所得割：均等割）			58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合			61:39		61:39		60:40		60:40		60:40	
（所得割：均等割）			61:39	60:40	61:39	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40
品川区保険料率等（＝特別区統一基準と同じ）	所得割率		9.54%		9.44%		9.59%		11.49%		10.40%	
	基礎分	支援金分	7.13%	2.41%	7.16%	2.28%	7.17%	2.42%	8.69%	2.80%	7.71%	2.69%
	均等割額		52,000円		55,300円		60,100円		65,600円		64,100円	
	基礎分	支援金分	38,800円	13,200円	42,100円	13,200円	45,000円	15,100円	49,100円	16,500円	47,300円	16,800円
	賦課限度額		820,000円		850,000円		870,000円		890,000円		920,000円	
	基礎分	支援金分	630,000円	190,000円	650,000円	200,000円	650,000円	220,000円	650,000円	240,000円	660,000円	260,000円
特別区　1人当たり保険料（減額措置による減額前の値）			124,989円		131,813円		143,363円		156,520円		152,673円	
基礎分	支援金分		93,389円	31,600円	100,322円	31,491円	107,348円	36,015円	117,124円	39,396円	112,646円	40,027円
特別区1人当たり保険料前年度との差	金額		−1,213円		6,824円		11,550円		13,157円		−3,847円	
	率		−0.96%		+5.46%		+8.76%		+9.18%		−2.46%	
品川区　1人当たり保険料（減額措置による減額前の値）			132,290円		139,014円		150,909円		164,813円		160,270円	
基礎分	支援金分		99,119円	33,171円	105,702円	33,312円	112,877円	38,032円	123,508円	41,305円	118,040円	42,230円
品川区1人当たり保険料前年度との差	金額		−3,190円		6,724円		11,895円		13,904円		−4,543円	
	率		−2.41%		+5.08%		+8.56%		+9.21%		−2.76%	

※1　一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

【参考】

品川区調整後基礎賦課額	
基礎分	
7,136,593,173円	
支援金分	
2,553,163,207円	

【参考】

品川区標準保険料率			
標準　所得割率		11.13%	
基礎分	支援金分	8.26%	2.87%
標準　均等割額		67,834円	
基礎分	支援金分	50,531円	17,303円

【介護納付金分】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(案)
特別区賦課割合 (所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合 (所得割:均等割)		60:40	60:40	60:40	60:40	59:41
保険料率等	所得割率 (～令和5年度:区独自、令和6年度～:特別区基準)	2.59%	2.44%	2.20%	2.36%	2.25%
	均等割額 (特別区基準と同じ)	17,000円	16,600円	16,200円	16,500円	16,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		42,796円	41,354円	40,742円	40,799円	40,766円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	5,760円	-1,442円	-612円	57円	-33円
	率	+15.55%	-3.37%	-1.48%	+0.14%	-0.08%

【参考】

品川区 調整後基礎賦課額	介護分
	962,563,110円

【参考】

品川区 標準保険料率	標準所得割率 介護分	2.38%
	介護分 標準均等割額	17,288円

参考【品川区1人当たり保険料推移(基礎＋後期＋介護)】※40歳～64歳

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(案)
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		175,086円	180,368円	191,651円	205,612円	201,036円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	2,570円	5,282円	11,283円	13,961円	-4,576円
	率	+1.49%	+3.02%	+6.26%	+7.28%	-2.23%

参考資料（9）品川区国民健康保険　主な数値

＊「しながわの国保　令和5年度実績」より

項　目			4年度	5年度
品川区	世帯（年度末）		231,681 世帯	236,073 世帯
	人口（年度末）		406,362 人	410,260 人
被保険者	被保険者数（年度末）			
	世帯		50,046 世帯	48,976 世帯
	加入率		21.60 %	20.75 %
	人員		65,577 人	63,295 人
	加入率		16.14 %	15.43 %
	【再掲】未就学児		1,376 人	1,270 人
	人員に対する割合		2.10 %	2.01 %
	被保険者数（年間平均）			
	世帯		50,922 世帯	49,579 世帯
	被保険者数		67,291 人	64,581 人
	外国人（年度末）			
	外国人登録者数		14,204 人	15,961 人
	被保険者数		4,400 人	4,699 人
	外国人登録者数に対する加入率		30.98 %	29.44 %
	全被保険者数に対する加入率		6.71 %	7.42 %
資格取得・喪失	資格取得			
	件数		16,361 件	16,857 件
	被保険者数		18,506 人	18,978 人
	喪失			
	件数		19,388 件	19,118 件
	被保険者数		21,668 人	21,260 人
保険給付	医療費（一般・退職）		26,354,462,173 円	25,724,164,127 円
	一人当たり医療費（一般・退職）		390,119 円	406,418 円
	高額療養費支給状況			
	金額（一般・退職）		2,697,433,742 円	2,678,034,330 円
	件数（一般・退職）		46,968 件	45,572 件
保険料	収納状況			
	収納率（現年分）		92.19 %	92.41 %
	収納率（滞納繰越分）		38.22 %	39.86 %
	減額・免除			
	免除	件数	13 件	12 件
		金額	805,523 円	1,152,794 円
	減額	件数	0 件	0 件
		金額	0 円	0 円
	政策減額措置状況（一般・退職）			
	7割減額	世帯数	17,114 世帯	17,314 世帯
		減額の額	494,064,550 円	534,114,000 円
	5割減額	世帯数	5,299 世帯	5,023 世帯
		減額の額	137,624,900 円	138,195,000 円
	2割減額	世帯数	4,203 世帯	4,064 世帯
		減額の額	45,215,400 円	46,620,000 円

報告事項１

品川区国保財政健全化計画について

平成29年度に国民健康保険制度改革の一環として策定した品川区国保財政健全化計画について、令和５年度の実績をご報告します。

計画の概要

東京都国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金について、平成30年度から６年間の解消・縮減計画を示したものです。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94％として算定し、以後、６年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年１％ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会で申し合わせました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による保険料の急増を抑制するため、令和４年度・令和５年度保険料においては段階的な引き上げ幅を抑制する独自激変緩和割合を設定し、さらに基礎分に対して追加で一般財源を投入するなどの対応を行っており、当初計画通りに進んでいない現状があります。

計画内容

決算補填等を目的とした法定外繰入金について毎年49,084千円ずつ削減します。また、医療費適正化のため、以下の取組みを行います。

① データヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施
（生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など）
② 柔道整復療養費に対する二次点検の実施
③ ジェネリック医薬品促進のため差額通知の送付および普及啓発
④ 口座登録勧奨、口座振替キャンペーン実施、納付案内センターによる積極的な納付勧奨

令和５年度の実施状況

削減額　▲1,114,424千円（４年度削減額：▲859,090千円）　（単位:千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
繰越金	492,206	921,820	479,365	453,549
法定外繰入金	895,968	300,000	1,070,000	2,255,109
決算補填等を目的とした繰入金(再掲)	433,628	96,026	955,116	2,069,540
赤字削減額(前年との差)	172,522	337,602	▲859,090	▲1,114,424

計画額との乖離の原因

・令和２年度は、決算補填等目的の繰入金の算出方法を一部変更（翌年度に精算する交付金等を除く等）したため減少した。
・令和３年度は、前年度からの繰越額が想定よりも増となり、削減額が増加した。
・令和４年度および令和５年度は、決算補填等目的の繰入金の増加に伴い、削減額がマイナスとなった。

23区初

報告事項２

73（ナナサン）歯科健診の実施
口腔内診査およびフレイル評価

事業名 新規 73（ナナサン）歯科健診

予算額 3,520 千円　**スケジュール** 令和7年5月下旬受診券発送予定

POINT
- ●73歳の国民健康保険加入者を対象に口腔内診査
- ●同時にフレイル予防を目的としたフレイル評価を実施

事業の概要

歯科健診（口腔内診査およびフレイル評価）を実施。73歳を対象としたフレイル評価を行う歯科健診は23区初となる。

【対象者】
・年度内に73歳になる国民健康保険加入者（約2,350人）

【実施回数】
・年1回受診（受診者の自己負担なし）

【スケジュール】
5月下旬　受診券・問診票2種（健診問診票・フレイルチェック質問票）等を郵送
6月～1月　受診者は受診券等を持参し区内契約医療機関で健診を受診

背景・目的

現在、後期高齢者におけるフレイルにつながる口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防のため、76歳から80歳を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施している。

東京都の分析結果において、75歳以前のフレイル予防の必要性が指摘されているため、成人歯科健診の終了年齢70歳と、後期高齢者歯科健康診査の開始年齢76歳の中間の年齢である73歳の国民健康保険加入者を対象に、歯科健診を実施する。